

労働時間法制の具体的課題に関する検討の論点について

（テレワーク等の柔軟な働き方、副業・兼業、管理監督者、労働時間の情報開示）

厚生労働省 労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日で議論いただきたい論点

テレワーク等の柔軟な働き方

- 現行のフレックスタイム制は、全ての労働日の始業・終業時刻を労働者本人の決定に委ねることが導入の要件となっている。フレックスタイム制により始業・終業時刻を労働者が決定する日と使用者が決定する日の混在について、どう考えるか。
- 始業・終業時刻を労働者が決定する日と使用者が決定する日の混在を認める場合、どの程度混在することを認めるべきか。また、それぞれの労働時間管理をどう考えるか。

副業・兼業

- 労働者が副業・兼業を行う場合に、割増賃金の支払いに係る労働時間を通算することとされている。副業・兼業を行う労働者の割増賃金の支払に係る労働時間の通算の在り方について、どう考えるか。
- 副業・兼業を行う労働者の健康確保について、どう考えるか。

本日で議論いただきたい論点

管理監督者

- 本来は管理監督者等に当たらない労働者が管理監督者等と扱われている場合があることや、管理監督者等に特別な健康・福祉確保措置は設けられていないことを踏まえ、管理監督者等の要件や健康確保について、どう考えるか。

労働時間の情報開示

- 労働時間の企業内部への情報開示は、企業内部における労使協定等の手続きにおいて重要である一方で、企業外部への情報開示について、長時間労働の是正の観点から、正確な情報が開示されていることが望ましいと考えられるが、事業場の実態は様々である中で、どう考えるか。